

まちの史跡めぐり

198

町文化財専門委員 石龍 豊彦夫

明治43年創設の保育園

『須恵町誌』の「幼児教育のうつりかわり」(473ページ)に、

わが町の幼児教育は、「幼稚園」の名称はあっても、その内容は「託児所」の形態をとって発達してきました。

炭鉱部では、明治四十四年開設されたといいますが、その歴史は古く、終戦後一時中断されましたが、昭和二十二年再開され、おもに従業員が三交替制のため昼間睡眠をとるための、託児所的役割を果たしてきました。

と書かれています。三交替とは交代で8時間ずつの勤務を繰り返すことで、24時間連続の稼働を可能にする仕組みです。このため夜勤明けの勤務の人は昼間に睡眠をとるようになります。

これでは幼児がいた場合、昼間の面倒を見ることができません。ことに炭鉱では女性の労働も行われていたのでなおさらです。こうした現実の必要から、現在の須恵志免・宇美・粕屋の各町にまたがって採掘を行っていた海軍炭鉱では早くから幼児教育に取り組んでいました。

『全国社会事業名鑑』(中央社会事業協会、昭和2年(1927)10月25日)に関係の記事がありましたのでここに紹介することにしました。それによると、明治43年(1910)の創立で『須恵町誌』と1年のズレがありますが、

学校の創立年でもそれぐらいのズレが生じることはよくあります。運営母体の設立と、入学開始の年月のズレなど、創立創設の定義をどう考えるかによる違いです。

◆海軍燃料廠採炭部共済会 保育所

所在地 福岡県糟屋郡須恵村
代表者 海軍燃料廠採炭部長
事業種別 保育
経営組織 海軍燃料廠採炭部
共済会経営
設立年月 明治四十三年八月

宗教関係 なし

沿革

共済会の附帯事業として幼稚園及保育所を設立し、爾来従業員家族の子女を保育し来り。

役員及職員

(大正十四年(1925)現在)

男	女	職員	其他	計
一四	七	〇	三	二二

会計状況(大正十四年度)

収入	二、六六二(円)
支出	二、六六二

これによると、幼稚園と保育所の双方を運営していることになり、職員は文字どおり共済会の事務担当者で、現在の教諭保育士のような幼稚園・保育所の勤務者ではないのではないかと想像されます。また炭鉱勤務者の住宅は広い範囲に広がっていたので、幼稚園・保育所の施設数も複数あったものと思われま

海軍燃料廠採炭部共済会則

第一章 総則
第一条 本会は海軍燃料廠採炭部共済会と称し、海軍燃料廠採炭部に之を置く。
第二条 本会は会員の意志疎通を図り、相互の不幸を救済し、兼ねて其の修養・慰安並に福利増進を目的とす。
第二章 会員及会費
第三条 海軍燃料廠採炭部在籍の雇員・傭人及鉱夫を以て本会の会員とす。

会員は別に定むる様式に依り誓約をなすべし。
本会の従業員並海軍炭坑健康保険組合従業員は会員に準ず。
第四条 会員は本会の目的を達する為、毎月金貳拾銭を掛金として醸出すべし。
第五条 掛金は毎月会員の給料、若しくは賃金より之を控除す。
但し其の月給料若しくは賃金の支給を受けざるべき、又は其の受くる額が掛金の額に充たざるときは、次回支給を受くる際、之を控除す。
前項但書の場合に於て会員死亡、又は脱退し、支給を受くべき給料なく、又は其の受くる額にして掛金に充たざるときは、之が為徴収不能となりたる掛金は救済金支給の際之を控除し、救済金なきときは之を免除す。
第六条 会員は左の場合に本会より脱退す。
一、死亡したるとき
二、第三条に掲ぐる身分を失ひたるるとき

第七条 会員及会員たりし者は本則の定むる所に依り受くるの外、本会に対し何等の請求をなすことを得ず。
第三章 機関
第八条 本会に左の職員を置く。
会長、監督、理事、主事、主事補
第九条 会長には海軍燃料廠採炭部長を推戴す。
会長は会務を総理す。
第十条 監督には海軍燃料廠採炭部勤務の高等官及同待遇者を、理事には同判任官及同待遇者を推戴す。
監督は会長を補佐し、理事は監督を補佐して会務を処理す。
第十一条 主事及主事補は会長之を命ず。
主事は会長の命を承け、専ら事務に従事し、主事補は主事を補佐す。
第十二条 本会に評議員会を置き、重要事項に就き会長に諮問に依り、評議員会は本会の職員及評議員を以て組織す。

第十三条 評議員は左の区分に依り選任し互選、評議員の任期は一ケ年とす。
一、左記の者は専任とす。
掛員(舎宅取締、棟長、組長、組頭)
二、左記の者は互選とす。
1、雇員 庁舎及各坑所毎に五名に付一名宛
2、傭人 同
3、役手 同
4、鉱夫各坑所毎に一種鉱夫及二種鉱夫別に各二百名に付一名宛
但し百名を超ゆる端数に付一名を加ふ。
第十四条 評議員会は左の場合に開くものとす。但し已むを得ざる事情ある場合には事後之を開くことを得。
一、会則を改廃するとき
二、第二十五条に依る救済金の減額、若しくは支払延期をなすとき
三、毎年度決算終了の後
四、本会の基礎に影響すべき多額の支出を要するとき



海軍炭鉱で働く女性たち
(海軍燃料廠採炭部給葉書「將に国防陣に輸送せんとする選炭工場内」)

五、解散の際に於ける残余財産の処分をなすとき
六、其他、会長に於て必要と認めたるとき
評議員会は評議員半数以上出席するにあらざれば之を開くことを得ず。
第十五条 評議員会の決議は其の過半数に依り、賛否同数なるときは会長之を決す。
(以下、略)

沿革
明治三十九年(1906) 四月一日 創立
明治四十三年(1910) 十月 会則改正
大正八年(1919) 九月一日 同
大正十一年(1922) 七月一日 同
大正十五年(1926) 四月一日 同
昭和三年(1928) 十二月一日 同